

令和4年度 東浦町の人事行政の運営等の状況を公表

令和4年度における東浦町の人事行政の運営等の状況について、公表します。

※表示単位未満は四捨五入し端数整理

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（令和4年度中）

採用者数	21人
退職者数	28人

(2) 職員数（令和4年4月1日現在）

職員数	422人
-----	------

※一般職に属する常勤職員数

※再任用短時間勤務職員（25人）および任期付短時間勤務職員（1人）を除く

2 職員の人事評価の状況

人事考課制度に基づき、職員（技能労務職員、任期付短時間職員および会計年度任用職員を除く）を対象に勤務成績の評価を次のとおり行っています。

※技能労務職員、任期付短時間職員および会計年度任用職員は、別の方法により評価

目的	これまでの年功序列的な制度から能力・業績を重視した給与構造への抜本的な見直しを行い、業績重視の人事考課制度を導入し、職員の意識改革および人材の育成をするとともに給与などへの反映を目的とする。
制度の概要	人事考課制度により、第2次考課者において考課した総合考課点をAからEの5段階に置き換えて評価する。調整考課者は、最終評定点および評語を決定する。評語AおよびBの配分について、Aは全体の10%以内、AとBの和は30%以内としている。
評定日	令和5年1月1日
評定期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
対象者	技能労務職員、任期付短時間職員および会計年度任用職員を除くすべての職員 ただし、欠勤、休職、停職、長期出張その他これに類する事故などのために長期にわたり職務に従事しない場合若しくは公正な評定を行うことができないと認められる場合は除く
実施者数	408人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

歳出額 A (千円)	人件費 B (千円)		人件費率 (B/A) (%)	3年度の 人件費率(%)
		うち職員給与費		
18,112,058	3,199,144	1,845,582	17.7	18.9

※人件費には、特別職および会計年度任用職員に支給される給料、報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数 A(人)	給与費(千円)				1人当たり給与費 (B/A)(千円)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
389	1,133,803	245,011	466,768	1,845,582	4,744

※職員手当には退職手当を含まない

(3) 一般行政職の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	初任給(円)	採用2年後の給料額(円)
大学卒	188,700	201,200
高校卒	154,900	165,900

※一般行政職・税務職員、保健師、保育士、企業職員、技能労務職員などを除いた一般的な業務に従事する職員

(4) 一般行政職の経験年数別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
	10年(円)	20年(円)	25年(円)	30年(円)
大学卒	253,950	373,150	396,050	417,120
高校卒	196,600	—	—	382,160

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	係長 主任	課長補佐	課長 主幹	部長	部長	—
職員数(人)	21	76	34	36	14	27	5	1	214
構成比(%)	9.8	35.5	15.9	16.8	6.6	12.6	2.3	0.5	100

※一般行政職・税務職員、保健師、保育士、企業職員、技能労務職員などを除いた一般的な業務に従事する職員

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均年齢(歳)
一般行政職	289,800	350,600	36.9
技能労務職	203,500	222,700	54.7

(7) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和4年度普通会計決算）

	期 末	勤 勉
6月期支給月数(月分)	1.20	0.95
12月期支給月数(月分)	1.20	1.05
計(月分)	2.40	2.00
職務上の段階、職務の級などによる加算措置	有	
平均支給年額(千円)	644	566

※支給月数は、令和4年度の状況

※平均支給年額は、令和4年度の職員1人当たりの平均額

イ 退職手当（令和4年度中）

退職区分	自己都合など	定年・勸奨
平均支給額(千円)	1,360	22,465

※平均支給額は、令和4年度に退職した職員1人当たりの平均額

※副町長は除く

ウ 特殊勤務手当（令和4年度中）

職員全体に占める支給職員の割合(%)	1.29%
平均支給年額(円)	70,600円
手当の種類(種類)	5種類
代表的な手当	待機手当、滞納整理手当

※支給職員の割合は令和4年4月の状況

※平均支給年額は、令和4年度普通会計決算額を令和4年4月の支給対象職員数で除したもの
(以下の手当についても、同様)

エ 時間外勤務手当（令和4年度中）

支給総額(千円)	平均支給年額(千円/人)
104,626	302

オ その他主な手当（令和4年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 上記以外 6,500円 (満16歳から22歳までの子は1人につき5,000円を加算)
住居手当	借家…16,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円
通勤手当	交通機関利用者…運賃相当額の範囲内で支給(原則として6ヶ月定期券の額で最高55,000円) 自家用車等利用者…通勤距離に応じ、最高31,600円

(8) 特別職の報酬などの状況（令和4年4月1日現在）

区 分	報酬等の月額(円)	期末手当(月分)
町 長	871,000	6月 1.625 12月 1.675 計 3.300
副町長	682,000	
教育長	640,000	
議 長	380,000	
副議長	300,000	
常任委員長	280,000	
議 員	270,000	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類（令和4年4月1日現在）

区 分	付与日数	区 分	付与日数
年次有給休暇	1年度につき20日	証人等出頭	必要期間
出 産	産前6週間、産後8週間	骨髄移植	必要期間

育児時間	1日2回、各30分以内	ボランティア	1年につき5日以内
子の看護	1年につき5日以内	住居滅失等	7日以内
短期の介護	1年につき5日以内	交通遮断	必要期間
忌引	親族の区分により1～7日	妻の出産補助	2日以内
父母の祭日	1日	夏季休暇	1年につき5日
結婚	連続する5日以内	選挙権行使	必要期間

5 職員の休業の状況

育児休業等取得者数（令和4年度中に新たに取得した職員数）

区 分	男性（人）	女性（人）
育児休業取得者数	7	12
部分休業取得者数	1	2

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和4年度中）

処分の種類	処分者数(人)	処分の事由
休 職	7	心身故障のため、長期の休養を要する場合
降 任	0	
免 職	0	

(2) 懲戒処分の状況（令和4年度中）

処分の種類	処分者数(人)	処分の事由
免 職	0	
停 職	0	
減 給	0	
戒 告	0	

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた町職員についての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修において、サービス制度に係る研修を実施しました。また、随時、通知文書などにより、サービス規律の徹底を図っています。

(2) ハラスメント対策

ハラスメント防止については、秘書人事課を相談窓口として職場におけるハラスメントの防止などに努めています。

(3) 営利企業などへの従事許可の状況（令和4年度中に新たに許可したもの）

区 分	件数(件)
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの	1

8 職員の退職管理の状況

平成 28 年 4 月 1 日に、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを内容とする改正地方公務員法が施行されました。

改正法の地方公務員法による規制のほか、東浦町職員の退職管理に関する条例（平成 28 年東浦町条例第 2 号）を制定し、本町職員の退職管理の適正化を図り、町政に対するより一層の信頼を確保できるように取り組んでいます。

(1) 退職管理の規制などの概要

ア 再就職者による依頼など（働きかけ）の規制（地方公務員法第 38 条の 2）

営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

イ 再就職情報の届出（条例第 3 条）

管理職の地位にある職員であった者は、離職後 2 年間、再就職した場合は任命権者に届け出ることが義務付けられています。

(2) 再就職情報の届出件数（令和 4 年度中）

再就職先の内訳			合計(件)
町関係団体(件)	民間企業(件)	その他(件)	
0	0	0	0

※その他…公益法人、学校法人、医療法人など

9 職員の研修の状況（令和 4 年度中）

研修の状況

東浦町職員研修規程（平成26年東浦町規程第2号）に基づき実施した研修は、次のとおりです。

研 修 区 分	研 修 名 等
一般研修 （職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養の習得を目指す研修）	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修 ・新任係長まで主に知多5町職員研修協議会で実施 ・課長補佐以上は、主に県研修センターで実施 ・保育士は専門機関で実施
特別研修 （特定の職務を行うのに必要な専門的、実務的な知識および技能を習得させる研修）	服務研修、文書研修、財務研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、データ分析研修、ロジカルシンキング研修、ハラスメント防止研修、クレーム対応研修、タイムマネジメント研修、組織マネジメント力向上研修、プレゼンテーション能力向上研修、キャリアデザイン研修、交通安全研修、普通救命講習、ファシリテーション研修、景観まちづくり研修、成長戦略研修、管理職プレゼンテーション研修
派遣研修 （他の地方公共団体、外部の研修団体などが行う研修に派遣し、行政の効率的な運営能力および高度な識見を備えた職員を養う研修）	自治大学校、県研修センター、市町村アカデミー、民間研修機関など
自主研修 （職員が自らの意思に基づき町政全般について調査、研究および知識を習得するもの）	資格取得などの支援補助

10 職員の福祉および利益の保護の状況（令和4年度中）

(1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金：普通会計）

執行額(千円)	1人当たりの負担額(千円)
408,509	1,050

(2) 職員互助会に対する補助金

補助金額(円)	会員数(人)	1人当たりの補助額(円)
1,366,000	434	3,147

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理体制の概要

職員の安全確保、健康増進などの諸施策を効率的に推進するため、東浦町職員安全衛生管理規程（昭和59年東浦町訓令第2号）の定めるところにより、統括安全衛生管理者（副町長）を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

また、調査審議機関として職員の安全衛生に関する基本的対策については、安全衛生委員会を設置しています。

イ 職員健康診断（令和4年度中）

検診名	受診者数(人)	健康管理区分（医療面）(人)		
		要医療	要精検	正常・要観察
定期健康診断 および人間ドック	420	20	193	207

ウ 健康指導などの実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防・治療対策、心の健康問題について共済組合などの相談窓口を活用して保健指導を実施しています。

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（令和4年度中）

負傷(件)				疾病(件)				合計(件)
自己職務遂行中	出張中	その他	小計	公務上の負傷に起因する疾病	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	小計	
3	0	0	3	0	0	0	0	3

イ 通勤災害認定件数（令和4年度中）

出勤途上(件)	退勤途上(件)	合計(件)
1	0	1

ウ 公務災害基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金）

執行額(円)	
	2,346,126

11 公平委員会の事務の状況（令和4年度中）

業 務 の 種 類	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

※公平委員会の事務は、愛知県に委託